

3 高齢者にやさしい生活環境づくり

(1) 住まいの確保

【現状】

<有料老人ホーム>

- 有料老人ホームは、生活する場所としての「居住機能」と、日常生活に必要な便宜を提供する「サービス機能」が一体となった高齢者向けの住宅です。

県内には、株式会社や医療法人など、様々な種別の事業者によって、166 施設（令和 5（2023）年 4 月現在）が設置されており、運営形態や料金体系等の多様化も進んでいます。

- また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の重点化が実施されて以降、多様な介護ニーズの受け皿としての役割が大きくなっています。

<サービス付き高齢者向け住宅>

- サービス付き高齢者向け住宅は、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談などのソフト面でもサービスを提供することにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

県内には、7,920 戸（令和 5（2023）3 月末現在）が登録されています。

図表 2-3-1 高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合の推移

区分 \ 年度	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)
広島県	0.93%	0.94%	0.95%
全国	0.72%	0.75%	0.77%

出典：高齢者人口は総務省「人口推計」（各年 10 月 1 日現在）、

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（各年 9 月末）

<公営住宅>

- 県営住宅の入居者のうち、高齢者のみの世帯は 51%（令和 5（2023）年 3 月末現在）と高い状況にあります。

<民間賃貸住宅>

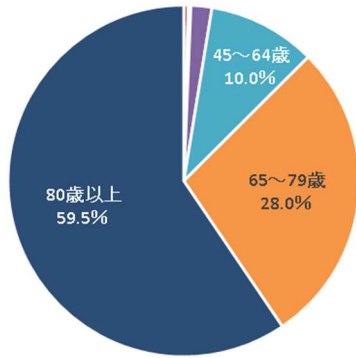
- 民間賃貸住宅への入居において、住宅相談やその後の見守り等、高齢者を直接支援する居住支援法人を 22 法人（令和 5 年（2023）3 月末現在）指定するなど、高齢者が安心して民間賃貸住宅に入居できる環境整備を進めています。

<住宅のバリアフリー化の促進>

- 県内における自宅での不慮の事故による死亡者の約 88%が、65 歳以上の高齢者です。

また、平成 30（2018）年住宅・土地統計調査では、高齢者世帯の持ち家率は 83.8%と高く、うち一定のバリアフリー化（2 か所以上の手すりの設置又は段差のない屋内）率は 48.6%となっています。

図表 2-3-2 自宅での不慮の事故による年齢別死亡割合（％）



<事故の内容>

- ・スリップ、つまずき及びよろめきによる同一平面上での転倒
- ・階段及びステップからの転落及びその上での転倒
- ・建物又は建造物からの転落

出典：厚生労働省「人口動態調査」（令和3（2021）年）

【課題】

<有料老人ホーム>

- 多様な介護ニーズの受け皿として、適切なサービス水準が確保され、長期安定的な事業運営が行われるよう、各施設の運営状況を把握しておく必要があります。
- 有料老人ホームを設置する者に対し、老人福祉法に基づく届出制度や、設置運営の基準について周知を図る必要があります。
- 入居希望者が自身のニーズに合った施設を容易に選択できるよう、各施設が提供するサービス内容等の情報が公表される必要があります。

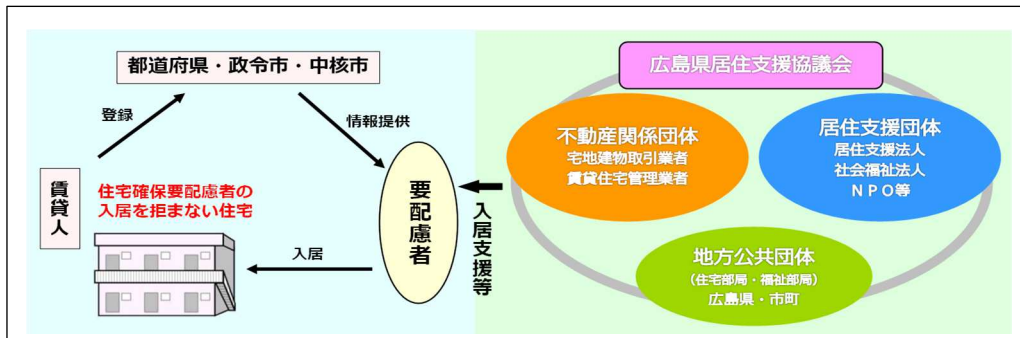
<公営住宅>

- 入居者の高齢化により、高齢者向け住戸の整備を進めていく必要があります。
- 県営住宅は、新規供給から既存住宅の建替え（バリアフリー化された住宅）に移行しており、利便性を勘案し、建替統廃合を行う必要があります。

<民間賃貸住宅>

- 広島県居住支援協議会において、住宅セーフティネット制度の普及啓発を図るとともに、円滑な制度運用を行い、賃貸人の不安を払拭する必要があります。

図表 2-3-3 住宅セーフティネット制度



<住宅のバリアフリー化の促進>

- 高齢者が安全に自宅で生活するには住宅での転倒などの不慮の事故を防止するため、住宅のバリアフリー化を促進する必要があります。

- 慣れ親しんだ自宅にも事故につながるリスクが潜んでいることを知ってもらう必要があります。
- 住宅を建てる（新築だけでなく、中古住宅のリフォーム・リノベーションも含む。）際には、高齢になった際の安全性も検討してもらう必要があります。

【今後の取組】

＜有料老人ホーム＞

- 高齢者が安心して生活できるよう、施設開設時の指導や開設後の立入検査、集団指導研修等を通じ、適切なサービス水準の確保や長期安定的な事業運営などについて、設置者を指導します。
- 市町や関係機関等と連携し、設置者に対し、設置運営の基準を周知するとともに、未届施設の把握と速やかな実態把握に基づく厳正かつ適切な指導を徹底します。
- 入居希望者が安心、納得して有料老人ホームを選択できるよう、介護サービス情報公表システム等により、各施設の情報を広く公表します。

＜公営住宅＞

- 計画的な高齢者向け改善や建替によりバリアフリー化を推進し、高齢者向け住宅の供給を行うとともに、高齢者が低層階に移転できる住宅変更制度の活用を図っていきます。
- 高齢者が住みやすい住環境の実現に向け、再編整備に当たっては、地域の実情等を踏まえ、利便性のよい団地に統合していきます。

＜民間賃貸住宅＞

- 広島県居住支援協議会において、セーフティネット住宅の登録や、居住支援法人の指定等の住宅セーフティネット制度について周知を行い、賃貸人の不安を払拭できるように取り組みます。

＜住宅のバリアフリー化の促進＞

- 既存住宅のリフォーム・バリアフリー補助制度や介護保険制度による住宅改修支援制度等を周知します。
- 住まいづくりに関するセミナーの開催など、住宅のバリアフリー化に関する情報発信を行います。

〔達成目標〕

No	区分	年度	R4 (2022)	R8 (2026)	R11 (2029)
		指標	現状	中期目標	長期目標
14	S	サービス付き高齢者向け住宅登録戸数	7,920戸	8,310戸	—
15	S	県営住宅バリアフリー化率 (高齢者向け改善住戸を含む)	33.6%	37.4% (R7年度)	—
16	S	高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化率	44.3% (H30年度)	75.0% (R7年度)	—

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

14、15：県土木建築局調べ

16：国土交通省「住宅・土地統計調査」、「住生活基本計画（広島県計画）」

(2) 就労機会の確保

【現状】

- 65歳以上の新規求職者数は、直近5年間で約54%、約5,500人増加しており、その就労ニーズが大きく増加している一方で、就職率は15%程度と他の年代に比べて10ポイント以上低い状況で推移しています。
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され（以下、「改正法」という。）、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して、70歳までの定年引上げ等の高齢者就業確保措置を講ずる努力義務が設けられました（令和3（2021）年4月1日施行）。
- 「ひろしましごと館」（広島市内）及び「ひろしましごと館福山サテライト」（福山市内）において、シニア・ミドル職業紹介コーナーの設置や、市町主催のイベント等の機会を利用した「一日しごと館」による出張相談などにより、高齢者のニーズやキャリアに応じた多様な働き方に関する相談を実施しています。
- 雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」などを活用し、高齢者のニーズに合った多様な就労ができる環境づくりを推進するための情報を提供しています。

「わーくわくネットひろしま」 URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>

図表 2-3-4 「ひろしましごと館」の主な支援内容（令和5（2023）年度）

施設名		対 象	主な支援内容
ひろしましごと館	広島新卒応援ハローワーク【広島労働局】 ハローワーク広島学卒部門【広島労働局】	新卒者又は 既卒3年以内	職業相談・職業紹介・求人検索
	若年者就業相談コーナー	おおむね 44歳まで	キャリアコンサルティング、職業適性診断、 セミナー・就職ガイダンス等のイベント開催
	シニア・ミドル職業紹介コーナー	おおむね 40歳から	シニア・ミドル世代への起業・創業、多様な 働き方に関する相談、再就職に関する相談等
	U・Iターン職業紹介コーナー	全年齢	U・Iターン就職希望者と県内企業を対象と した職業紹介
	一日しごと館の開催	全年齢	来館が困難な求職者の利便性を図るため、関 係市町と連携を図り、「一日しごと館」を開催 し、就業相談を実施
福山サテライト ひろしましごと館	シニア・ミドル職業紹介コーナー	おおむね 40歳から	シニア・ミドル世代への起業・創業、多様な 働き方に関する相談、再就職に関する相談等

【課題】

- 66歳以上まで働ける制度のある企業は40.8%と、65歳を上回る年代についての定年引上げや継続雇用制度の導入など就業環境の整備がまだ進んでいないことから、改正法に基づく高齢者就業確保措置について周知を図り、高齢者雇用に係るノウハウや取組事例等の情報提供を行っていく必要があります。
- 勤務場所や時間など個々の状況に応じた働き方を重視する高齢者が多いことから、高齢者の就労ニーズに合った多様な就労形態の導入や、企業とのマッチング機会の拡大、高齢者が新たな職場に適応するための意識改革等に取り組む必要があります。

【今後の取組】

- 雇用労働情報サイトやメルマガ配信などを活用して、70歳までの就業確保措置の制度や支援策を周知するなど、高齢者の就業環境整備の充実に向けた積極的な情報提供を行い、高齢者就業確保措置の導入促進を図ります。
- また、65歳以上の就業支援を重点的に実施しているハローワークの「生涯現役支援窓口」をはじめ、市町や県内の経済団体、企業等の関係機関とも引き続き連携を図りながら、高齢者が戦力として活躍している企業の取組事例を収集し、発信することにより、企業に対して高齢者雇用を進めるノウハウを提供し、高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。
- 「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」において、高齢者のニーズやキャリアに応じたきめ細かな相談やマッチング機会の提供等に取り組みます。

【達成目標】

No	区分	指標	年度		
			R4 (2022) 現状	R8 (2026) 中期目標	R11 (2029) 長期目標
17	P	ハローワークを通じた高齢者（65歳以上）の就職率と65歳以上を除く全世代の就職率の差	▲11.5ポイント	▲5.5ポイント (R7年度)	—

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

【出典】

17：県商工労働局調べ

(3) 全ての人が暮らしやすい都市環境や交通環境の整備

【現状】

- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（以下この項において「バリアフリー法」という。）に基づき、公共交通機関の旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進しており、低床路面電車やノンステップバス等の車両の導入がおおむね計画通り進んでいます。
- 建築物については、バリアフリー法や広島県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主や設計者等に対する指導・助言によりバリアフリー化を促進しています。

【課題】

- 鉄道駅のバリアフリー化については、利用実態に応じて事業者が適切な補助制度を利用しながら、バリアフリー化を進める必要があります。
- バリアフリー法により一定の用途・規模の建築物はバリアフリー化が義務付けられていますが、用途や規模によってはバリアフリー化が十分でないものがあります。
- 市町がバリアフリー法第 25 条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下この項において「基本構想」という。）を作成、変更するに当たっては、関連する計画や条例を踏まえたものとする必要があります。

【今後の取組】

- ノンステップバス、低床路面電車等の車両について、今後もさらに導入が進むように事業者へ助言を行っていきます。また、鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化については、市町と JR が連携して行う先導的な整備に対し、導入が進むように補助制度に関する情報を収集するとともに、事業者へ情報提供・活用できるよう働きかけます。
- バリアフリー化の対応が十分でない建築物について、引き続き、市町とも連携を図り、建築主や設計者等に対して、適切な情報提供や指導、助言を行います。
- 市町が基本構想を作成するに当たっては、総合的かつ計画的なバリアフリー化が推進されるよう、関連する上位計画を踏まえ、引き続き、必要に応じて助言します。

〔達成目標〕

No	区分	年度	R4 (2022)	R8 (2026)	R11 (2029)
		指標	現状	中期目標	長期目標
18	S	旅客施設のバリアフリー化	87.6%	100%	100%
19	S	うち鉄軌道のバリアフリー化	86.8%	100%	100%
20	S	低床バスの導入割合	94.0%	100%	100%

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

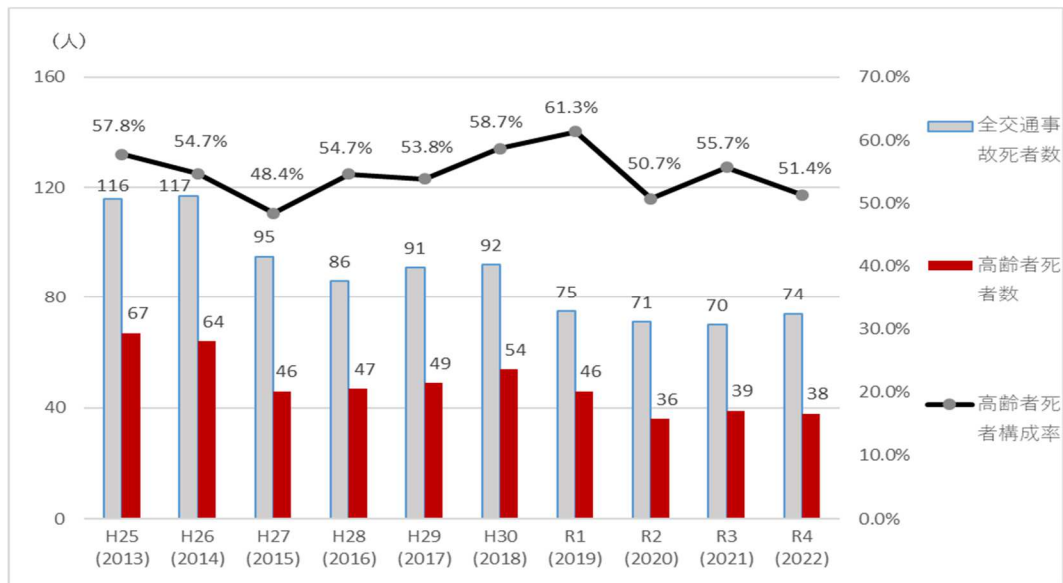
18、19、20：県地域政策局調べ（令和 4（2022）年 3 月末）

(4) 交通安全対策

【現状】

- 全交通事故件数に占める高齢者が関わる交通事故の割合は増加傾向にあり、令和4（2022）年の県内の全交通事故死者数に占める高齢者の割合は半数を超えています。また、歩行中又は自転車乗用中の死者数は全高齢死者の半数を占め、そのうち、運転免許を持たない高齢者は73.7%を占めています。
- 平成25(2013)年から令和4(2022)年の10年間で、運転免許保有者に占める高齢者の割合は、約1.3倍になり、全事故のうち、高齢運転者が原因となった交通事故は、17.0%から25.9%に増加しています。

図表 2-3-5 交通事故死者数に占める高齢者死者構成率の推移



出典：県警察本部調べ（令和5（2023）年7月）

図表 2-3-6 運転免許保有者数及び高齢運転者事故の推移

年	運転免許保有者数			全交通事故件数		
		うち高齢者	構成率		うち高齢運転者	構成率
H25 (2013)	1,864,111	375,343	20.1%	14,370	2,449	17.0%
H26 (2014)	1,867,953	401,515	21.5%	12,479	2,323	18.6%
H27 (2015)	1,868,222	418,686	22.4%	11,152	2,295	20.6%
H28 (2016)	1,868,235	432,941	23.2%	9,763	1,982	20.3%
H29 (2017)	1,867,611	443,868	23.8%	8,884	1,838	20.7%
H30 (2018)	1,866,754	454,378	24.3%	7,582	1,750	23.1%
R元 (2019)	1,859,517	458,151	24.6%	6,257	1,389	22.2%
R2 (2020)	1,854,180	462,683	25.0%	4,779	1,106	23.1%
R3 (2021)	1,849,305	467,293	25.3%	4,655	1,096	23.5%
R4 (2022)	1,843,360	471,088	25.6%	4,315	1,116	25.9%

出典：県警察本部調べ（令和5（2023）年7月）

※「高齢運転者事故」は、高齢者が原付以上の車両を運転中に第1当事者となった事故件数

【課題】

- 高齢者の交通安全を確保するためには、高齢者自身が安全な交通行動を実践するとともに、地域の交通安全に貢献するよう、地域に根ざした住民参加の交通安全教育を広く推進する必要があります。
- 高齢者以外の人にも、高齢者の特性を知り、高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識の向上を図る必要があります。
- 高齢者等の歩行中の安全を確保するため、「人優先の安全・安心な歩行空間」の整備等を推進する必要があります。
- 高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全運転への認識を深める施策や、高齢者の交通事故防止に有効な運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止する等の安全運転を支援する先端技術等の搭載車の普及を促進する必要があります。
- 運転免許証の自主返納制度やサポートカー限定免許制度を広報する一方で、自家用車に代わる交通手段が乏しい地域では、通院や買い物など日常生活を送る上でのサポート体制を構築する必要があります。

【今後の取組】

- 第11次広島県交通安全計画に基づき、高齢者の交通事故防止対策に取り組みます。
- 高齢者の交通事故を防止するため、市町と情報を共有し、認知症やその疑いのある高齢者の早期発見・早期治療、個別支援等を行う体制づくりを目指します。
- 加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解の上、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努めます。
- 平素から高齢者と接する機会の多い民生委員等の福祉関係者をはじめ、地域の関係機関・団体等と連携した効果的な広報啓発活動を実施するなど、日常的に交通安全に関する情報や知識の習得が行われるよう、地域ぐるみの支援体制の構築を図ります。
- 関係機関・団体、自動車教習所と連携し、高齢者の安全運転講習会の開催や、反射材用品・LEDライト及び高齢者マークの普及促進等、安全運転の確保や交通安全思想の普及徹底を図ります。
- 高齢者等、誰もが安全で安心して通行できるよう、生活道路における最高速度30km/hの速度規制とその他の安全対策を組み合わせたゾーン30と、ゾーン30対策に加えて物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の推進を図るなど、交通安全施設等の計画的整備や道路管理者との連携等によって、安全で円滑な道路交通環境の整備に取り組みます。
- 運転免許更新時の高齢者講習の充実や認知機能検査、運転技能検査の適正な運用に努めるほか、医療系専門職員の対応による、免許センターにおける安全運転相談の充実にも努めます。また、運転操作の誤りによる、交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携して、安全運転を支援する先端技術等の搭載車の普及啓発に努めます。
- 毎月10日の「高齢者の交通安全の日」において、高齢者の安全確保のため、高齢者に対する「思いやり・譲り合い」運転の促進を図ります。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R4（2022） 現状	R8（2026） 中期目標	R11（2029） 長期目標
21	○	高齢者の交通事故死者数	38人 (R4年値)	第12次広島県交通安全計画 (R7策定予定) から目標値を算出	

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

21：県警察本部調べ（令和5（2023）年7月）

(5) 防犯対策・安全確保

【現状】

- 令和4（2022）年の県内における刑法犯認知件数は12,147件、そのうち高齢者の被害は1,282件で、平成14（2002）年4,875件のピーク時から73.7%減少しています。
- 令和4（2022）年の県内の特殊詐欺の認知件数は234件、被害総額は約6億8,400万円で、認知件数の71.4%（167件）、被害額の67.8%（約4億6,400万円）は高齢者の被害です。
- 高齢者が犯罪被害に遭わないための情報発信、防犯教室の開催及び認知症高齢者等の支援にかかる情報提供などにより、関係機関や団体等と協力して高齢者の支援を図っています。

【課題】

- 今後、更に高齢化が進み、高齢者単独世帯や高齢夫婦世帯等が増加することが見込まれる中、社会とのつながりが希薄になった高齢者など孤立する高齢者を地域で暮らす人々がお互いに見守り、支え合う地域における「犯罪抑止力」の向上を図る必要があります。
- 高齢者が被害に遭う可能性の高い特殊詐欺などの犯罪が増加しており、高齢者に対する情報発信、防犯対策についての助言等により、高齢者自らが危険を察知して回避する防犯意識の醸成を図ることなどの意識づくりをする必要があります。
- 犯罪被害や交通事故のみならず、生命・身体への危険性が高い認知症ひとり歩きや、認知症などの影響による再被害を防止するため、判断能力が低下した高齢者及び若年性認知症の人を行政機関などの支援につなげる必要があります。

【今後の取組】

- 「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン（令和3（2021）～7（2025）年）に基づき、「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」を両輪として、高齢者の安全確保に向けた総合的かつ計画的な取組を推進します。
- 身近な交番や駐在所の警察官が、巡回連絡などの地域警察活動を通じ、直接、高齢者に対して犯罪情報を提供するとともに、被害に遭わないための助言をします。
- 高齢者を対象とした防犯教室の開催や、市町、高齢者団体、医療機関等によって構成された安全情報提供ネットワークを活用し、犯罪情報・防犯対策情報をタイムリーに発信して提供するほか、ネットワークの拡大を図るなど、関係機関・団体等と協力して高齢者の防犯意識向上を図る対策を推進します。
- 高齢者が被害に遭う可能性が高い特殊詐欺などを抑止するため、金融機関、コンビニエンスストア、配送業者等との水際対策及び関係機関・団体等と協働・連携した広報啓発活動を強化・推進します。
- 認知症高齢者等とその家族に適切な支援が提供されるように、市町との間で支援を要する認知症高齢者等の情報共有や速やかな情報提供が行われる環境づくりを推進します。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R4 (2022) 現状	R8 (2026) 中期目標	R11 (2029) 長期目標
22	P	高齢者被害の刑法犯認知件数	1,282 件 (R4年値)	1,200 件 (R8年)	第6期ひろしまアクション・プラン (R7策定予定) から目標値を算出

S : ストラクチャー指標、P : プロセス指標、O : アウトカム指標

〔出典〕

22 : 県警察本部調べ (令和 5 (2023) 年 2 月)

(6) 消費者被害対策

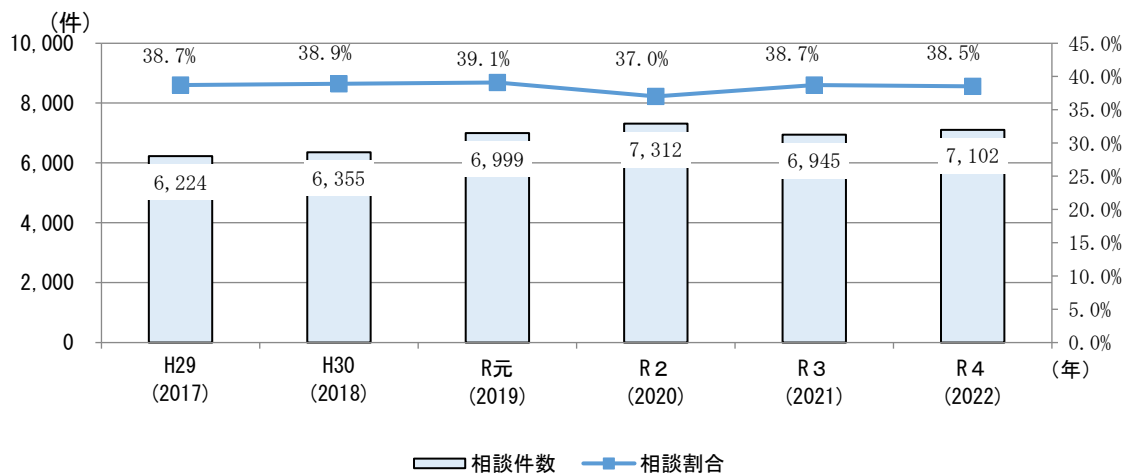
【現状】

- 県内の消費生活相談窓口では、高齢者の消費者被害に関する相談が3割を超えています。
- 商品・サービス別の相談状況をみると、令和4（2022）年度では、「商品一般」、「化粧品」に関する相談が多くなっています。また、販売等方法別の相談状況をみると、「インターネット以外の通信販売」、「訪問販売」、「電話勧誘販売」の占める割合が他の年代と比べて高く、在宅時間の長い高齢者をターゲットとしたものが多いと考えられます。

【課題】

- 高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止・救済を図るため、高齢者自身に対する働きかけと、高齢者の見守りを充実強化する必要があります。

図表 2-3-7 高齢者の消費生活相談の状況（広島県）



※相談割合は、県及び市町で受けた相談件数のうち、P I O-N E T（全国消費生活相談情報ネットワーク・システム）に登録された相談を対象に、契約当事者が65歳以上の相談件数を全相談件数で除したもの

【今後の取組】

- 高齢者が自ら消費者被害を回避又は対処できるよう、講習会等を通じて自立を促進するとともに、高齢者に関する福祉関係団体や警察等と連携して、効果的に情報提供します。
- 高齢者等が悪質な電話勧誘による消費者被害に遭わないよう、在宅中でも固定電話を留守番電話に設定するなど機器等を活用した取組の呼びかけを行います。
- 高齢単身者等の離れて暮らす家族等の見守り者に対し、消費トラブルの兆候を早期発見し被害の未然防止と救済が行われるよう情報提供します。
- 消費者被害をもたらす悪質な行為を行う事業者に対する指導の強化を図り、迅速に情報収集・提供し、消費者被害の未然防止・拡大防止につなげます。

〔達成目標〕

No	区分	年度 指標	R4 (2022) 現状	R8 (2026) 中期目標	R11 (2029) 長期目標
23	P	消費者被害後に行動した割合 (65歳以上)	72.2%	76.0%	79.0%

S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標

〔出典〕

23：県環境県民局調べ（令和5年（2023）年2月）